7　その他

２から６までの措置は、家畜の所有者等からの通報によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家畜が発見された場合についても、同様に行うものとする。

また、都道府県は、と畜場、家畜市場等から異常家畜を発見した旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該と畜場等及び出荷農場に派遣し、２及び４に準じた措置を講ずる。なお、当該家畜が当該と畜場等の所在する都道府県外の農場から出荷された家畜であることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県の畜産主務課にその旨を連絡し、連絡を受けた都道府県は直ちに家畜防疫員を出荷農場に派遣し、２及び４に準じた措置を講ずる。

第４　病性等の判定

農林水産省は、次の１及び２により、病性等の判定を行うものとする。

１　病性の判定方法

農林水産省は、次の①及び②により、病性を判定する。

①　病変部位の写真、疫学情報及び第３の５により動物衛生研究所が行う遺伝子検査の結果に基づき、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会（以下「小委」という。）の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。ただし、第８の３の移動制限区域内で飼養されている家畜又は第11の１の⑵の疫学関連家畜について、病変部位の写真から牛疫に特有の臨床症状を明確に確認できる場合には、専門家の意見も踏まえ、当該検査の結果を待たずに、臨床症状及び疫学情報により、直ちに判定する。

②　①の病性判定時に陽性と判定されなかったものの、動物衛生研究所が行うウイルス分離検査、ＥＬＩＳＡ法による検査及び血清抗体検査により陽性の結果が出た場合には、専門家の意見も踏まえ、改めて判定する。

２　患畜及び疑似患畜

農林水産省は、１の病性の判定の結果に基づき、次のいずれかに該当する家畜を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定の結果については、判定後直ちに、動物衛生課から都道府県畜産主務課に通知する。

⑴　患畜

①　ウイルス分離検査により、牛疫ウイルスが分離された家畜

②　牛疫に特有の臨床症状が明確であり、遺伝子検査により牛疫ウイルスに特異的な遺伝子が検出された家畜

③　牛疫に特有の臨床症状が明確であり、ＥＬＩＳＡ法による検査により牛疫ウイルスの抗原が検出された家畜

⑵　疑似患畜

①　患畜が確認された農場で飼養されている家畜（と畜場、家畜市場等で患畜が確認された場合には、当該患畜確認時に当該と畜場、家畜市場等で患畜と同居している家畜及び患畜の出荷農場において飼養されている家畜）

②　牛疫に特有の臨床症状が明確であり、血清抗体検査により牛疫ウイルスに対する抗体が検出された家畜及び当該家畜が確認された農場で飼養されている家畜

③　第８の３の移動制限区域内の農場又は第11の１の⑵の疫学関連家畜を飼養する農場において、牛疫に特有の臨床症状が明確である家畜及び当該家畜が確認された農場で飼養されている家畜

④　患畜又は疑似患畜（②及び③に掲げる家畜に限る。）と判定した日（発症していた日が推定できる場合にあっては、その日。以下「病性等判定日」という。）から遡って10日目の日以降に、当該患畜又は疑似患畜（②及び③に掲げる家畜に限る。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で家畜の飼養管理に直接携わっていた者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家畜

⑤　第11の１の⑴の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って10日目の日以降に患畜又は疑似患畜（②及び③に掲げる家畜に限る。）と接触したことが明らかとなった家畜

⑥　第11の１の⑴の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って10日目の日以降に患畜又は疑似患畜（②及び③に掲げる家畜に限る。）から採取された精液又は受精卵を用いて人工授精又は受精卵移植を行った家畜

⑦　第11の１の⑴の疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って10日目の日より前に患畜又は疑似患畜（②及び③に掲げる家畜に限る。）と接触したことが明らかとなった家畜であって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家畜

第５　病性等判定時の措置

口蹄疫防疫指針第５を準用する。

第６　発生農場等における防疫措置（法第16条・第21条・第23条・第25条）

口蹄疫防疫指針第６を準用する。

第７　通行の制限又は遮断（法第15条）

口蹄疫防疫指針第７を準用する。

第８　移動制限区域及び搬出制限区域の設定（法第32条）

１　制限区域の設定

口蹄疫防疫指針第８の１を準用する。

２　制限区域の変更

口蹄疫防疫指針第８の２を準用する。

３　制限区域の解除

家畜等の移動を禁止する区域（以下「移動制限区域」という。）及び家畜等の搬出を禁止する区域（以下「搬出制限区域」という。）は、次の要件のいずれにも該当する場合に、動物衛生課と協議の上、解除する。

⑴　移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第16条の規定に基づくと殺、法第21条の規定に基づく死体の処理及び法第23条の規定に基づく汚染物品の処理及び法第25条の規定に基づく畜舎等の消毒（１回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後17日が経過した後に実施する第11の２の⑵の清浄性確認検査により、全て陰性を確認すること。

⑵　移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後28日が経過していること。

４　制限の対象

移動制限及び搬出制限の対象は、次に掲げるものとする。

⑴　生きた家畜

⑵　発生農場及び発生農場から半径１キロメートル以内の区域にある農場（第11の２の⑴の発生状況確認検査により、陰性を確認された農場を除く。）で搾乳された生乳

⑶　移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（病性等判定日から遡って28日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）

⑷　家畜の死体

⑸　排せつ物等

⑹　敷料、飼料及び家畜飼養器具（農場以外からの移動を除く。）

５　制限の対象外

⑴　制限区域内の家畜の死体等の処分のための移動

①　発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が家畜に臨床的な異状がないことを確認した制限区域（移動制限区域及び搬出制限区域をいう。以下同じ。）内の農場の家畜の死体、排せつ物等、敷料又は飼料について、動物衛生課と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動することができる。